

5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：山口県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.0%
全職員	75.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	89.4%
本庁課長補佐相当職	87.5%
本庁係長相当職	87.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.8%
31～35年	87.9%
26～30年	85.0%
21～25年	81.0%
16～20年	79.4%
11～15年	79.1%
6～10年	88.4%
1～5年	89.1%

【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、会計年度任用職員については、勤務時間に応じて職員数を換算している。
- 2(1)役職段階のうち、「本庁部局長・次長相当職」に該当する女性職員は不在のため、「—」表記としている。
- 女性職員は、勤続年数10年以下の区分に占める割合が約5割であり、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- 女性職員に比べ、男性職員の方が扶養手当や単身赴任手当などの受給が多い傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。